

さぬき水田営農だより

●発行日/平成18年7月1日 ●発行/香川県水田農業振興協議会

●問合せ先/香川県農業協同組合中央会 TEL 087-825-2503/香川県農業協同組合農産課 TEL 087-818-4104/香川県農政水産部農業生産流通課 TEL 087-832-3418

香川の麦は売れています！今こそ麦を作るときです！

現在、香川の小麦「さぬきの夢2000」については、18年産の申込倍率が小麦の上場銘柄のなかで全国1位の3.0倍、入札価格は日本めん用小麦のなかで全国2位の高価格で取り引きされており、生産が需要に追いついていない状況です。はだか麦「イチバンボシ」についても、はだか麦の上場銘柄のうち申込倍率が全国3位、入札価格が全国1位の高価格で取り引きされ、全国的に品薄状況のなか、さらに生産量の拡大が求められています。

香川で品質のよい麦を作ると、全国一の手取りになる今こそ麦を作りましょう！

(参考)18年産の入札状況

	入札価格 (全国順位)	申込倍率 (全国順位)	[備考] 全国平均入札価格
小麦「さぬきの夢2000」	2,776円/60kg (全国2位)	3.0倍 (全国1位)	2,129円/60kg (日本めん用小麦上場28銘柄)
はだか麦「イチバンボシ」	2,232円/60kg (全国1位)	1.3倍 (全国3位)	2,144円/60kg (はだか麦上場5銘柄)

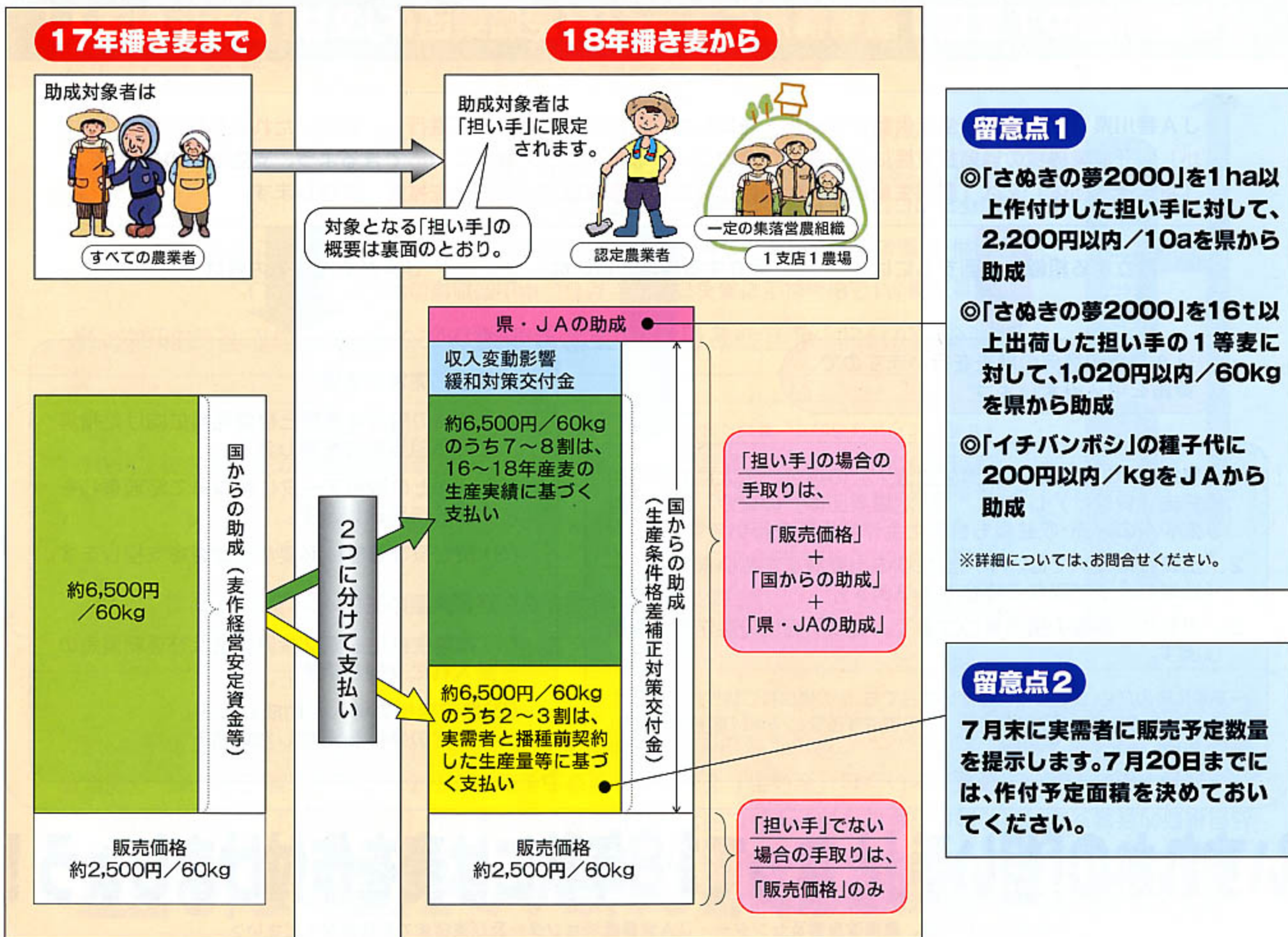
麦を作るとこんなメリットがあります

- ①水稲用に購入・整備したトラクター、コンバイン等を有効活用でき、それらの償却費に当てることができます。
- ②麦を作らない場合でも、作付けず冬場の雑草管理に耕耘1回あたり約1時間、7,000～10,000円/10aの経費がかかります。
- ③県・JAの助成(下記 **留意点1** 参照)、国(産地づくり交付金)の助成があります。

18年播き麦から品目横断的経営安定対策の対象となりますので、「担い手」になる必要があります

- ①7月中に「認定農業者」「集落営農組織」「JA香川県の1支店1農場」のいずれになるか決めましょう。

②品目横断的経営安定対策の仕組みと18年播き麦の生産に際しての留意点は次のとおりです。



留意点1

◎「さぬきの夢2000」を1ha以上作付けした担い手に対して、2,200円以内/10aを県から助成

◎「さぬきの夢2000」を16t以上出荷した担い手の1等麦に対して、1,020円以内/60kgを県から助成

◎「イチバンボシ」の種子代に200円以内/kgをJAから助成

※詳細については、お問合せください。

留意点2

7月末に実需者に販売予定数量を提示します。7月20日までは、作付予定面積を決めておいてください。

品目横断的経営安定対策の対象となる「担い手」の概要

品目横断的経営安定対策の助成対象は「担い手」に限定されますが、次のような「認定農業者」、「集落営農組織」、「JA香川県の1支店1農場」といった「担い手」であれば、今後も引き続き安心して麦を生産できます。「認定農業者」や「集落営農組織」に入らない小規模な麦作生産者の方でも、「JA香川県の1支店1農場」に参画すれば、この対策の助成対象となります。

認定農業者

個別経営又は法人経営を行う農業者が次の要件を満たせば助成対象

- 経営面積が2.6ha以上*あること。
*「自作地」、「借入地」、「農産物の収益権等を有する全作業受託」をカウント
- 経営面積が2.6ha以下の場合
農業所得が300万円*以上あり、かつ、米又は麦の作付面積が経営面積の27%を占めていること。
*市町により異なるので、詳しくは市町にお問合せください。

集落営農組織

農業機械の共同利用等を行う集落営農組織が次の要件を満たせば助成対象

- 経営面積が12.8ha以上であること。ただし、中山間地域の場合は10ha以上。
- 肥料・農薬の購入や農産物の販売収入などを同組織の口座を設け一元経理で行うこと。
- 5年以内には法人化する計画等を有すること
*詳しくは最寄りの農業改良普及センターにお問合せください。

上記の「認定農業者」や「集落営農組織」に入らない麦作生産者の方は、「JA香川県の1支店1農場」に参画して、麦を作付けしましょう！

JA香川県の1支店1農場構想に基づく「特定農業団体」又は「農業生産法人」

JA香川県では、「麦の生産供給の安定化」をはじめ、「従事者の高齢化が進行し、将来、だれに農地を任すのか」、「農業機械の過剰投資等により採算が合わない」などといった課題に対応できるよう、支店などの単位で「特定農業団体」又は「農業生産法人」の組織化を図り、農業経営の共同化を推進・支援します。

設立する組織に参画するには…

JAで参画意向の調査を行いますので、参画を申込みましょう

1. 農地については、「農業生産法人」の場合、法人に対し利用権設定（貸付け）します。「特定農業団体」の場合、団体に対し麦や米の販売・収益権も含めた全作業委託を行います。
2. 出資金については、1戸当たりの出資額を支払います。（地域によって異なる場合もあります）
3. 当面は、組織の構成員の立場で、自己所有地の農作業に従事します。

→高齢化等のため、農作業ができない場合でも、他の構成員に耕作してもらえよう、組織内で作業の中核を担う人を養成するなど、組織の経営発展に向け、支援します。

設立する組織の概略は…

JAが支援する内容は…

1. 設立・運営の支援
 - (1) 組織の円滑な運営と経営発展に向けた指導を行う担当者を配置します。
 - (2) JAとの取引データに基づいて経理事務を全面的に支援します。
 - (3) 設立及び運営に必要な活動費を支援します。
2. 経営発展の支援
 - (1) 農業生産に必要な設備資金及び運転資金の借入りに支援します。
 - (2) 農業機械の導入に助成します。（一定の条件を満たした場合）

いずれかの「担い手」となって18年秋には麦を作付けましょう！

＜詳細については、農業改良普及センター・JA営農経済センター及び支店までお問合せください＞